

外部評価事業シート(概要説明書)

第4次総合計画 の位置づけ	NO	政策名	NO	基本施策名	NO	施策の展開方向
	1	住環境	5	コンパクトで居心地のよいまちづくり	4	市民参加によるまちづくりの推進

事業名	まちづくり事務所維持管理事業	担当課名	まちづくり政策課
-----	----------------	------	----------

【事業の概要】

事業期間	開始年度	平成8年度	～	終了年度	会計区分	一般会計
事業(補助)対象	<input type="checkbox"/> 市民 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他		(具体的な事業(補助)対象者) まちづくり会議、自治会、地元活動団体、社会福祉協議会 民生委員、福祉委員会など			
法令根拠	<input type="checkbox"/> 市が自ら必要性を判断して実施 <input type="checkbox"/> 法令または大阪府条例・規則に実施義務規定有り				(具体的な法令、条例名等) 泉大津市中心市街地活性化基本計画	
事業の執行方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 市民との協働 <input type="checkbox"/> その他				(委託先等) 二田町自治会、助松町自治会	
(事業背景・目的)						
市の第2次総合計画によって「中心核」として位置付けられた泉大津駅周辺地区、「地域核」として位置付けられた松ノ浜駅、北助松駅周辺地区において、住民と行政が一体となって各々の認識を深めながら、まちづくりを進める必要があり、そのまちづくりの実現に向けて議論、討論する「まちづくり会議」とあわせて「まちづくり拠点」として設置することを目的とする。						
(事業の内容)						
まちづくりの拠点として、地元自治会や関係団体、地元活動団体等、地域で活動する団体にその活動の場として、まちづくり事務所の貸し出しを行う。また、事務所の維持管理を行う。 事務所は、①泉大津駅西地区まちづくり事務所、②松ノ浜駅周辺地区まちづくり事務所、③北助松駅周辺地区まちづくり事務所の3つ設置しており、②③については、使用管理や清掃を地元自治会である二田町自治会、助松町自治会にそれぞれ委託している。						

【事業費】

項目/年度		H24(決算額)	H25(決算額)	H26(決算見込額)	H27(予算額)	備考	
事業費(千円)	事業費総額 ①	621	1,131	672	703		
	財源内訳(千円)	国庫支出金					
		府支出金					
		地方債					
		その他特定財源					
		受益者負担					
	一般財源	621	1,131	672	705		
人件費	正職員の年間延べ人数	0.30	0.00	0.00	0.20		
	嘱託・臨時職員の年間延べ人数		0.20	0.20			
	正職員年間延べ人数×単価	1,674	0	0	1,116		
	嘱託・臨時職員年間延べ人数×単価	0	448	448	0		
	人件費合計 ②	1,674	448	448	1,116		
総事業費(千円) ①+②		2,295	1,579	1,120	1,819		
平成26年度事業費内訳(単位:千円)		費目				金額	
		需用費(光熱費)				537	
		役務費(浄化槽定期検査)				5	
		委託費(警備、浄化槽維持管理)				68	
		工事請負費(出入口侵入防止鎖設置)				62	

【事業の必要性】

事業の必要性	各自治会においては、自治会館なども整備されているが、まちづくりなどに関する活動を行う市民や地元活動団体は、必ずしも自治会関係団体ではないため、まちづくりを考える市民や地元活動団体などの自発的なまちづくり活動を推進するため、その環境を整えておく必要がある。
--------	---

【事業実績・成果】

事業実績(活動指標)・成果(成果指標)	単位	24年度実績値	25年度実績値	26年度実績値	27年度目標値
事務所使用人数	人	6,488	7,198	8,173	—
使用回数	回	253	264	295	—
(指標を設定できない理由)					
(具体的な事業の成果)					
まちづくり事務所は、市内三駅周辺地区の住民主導の駅周辺地区まちづくり構想の作成など、地域整備の円滑な推進を図っている。					

【外部との連携・活用の可能性】

外部との連携・活用の可能性	連携・活用先、連携・活用部分、不可能な理由を具体的に
既に事業全体・一部で連携・活用済	
今後事業の全部・一部で連携・活用可能	
<input type="radio"/> 連携・活用不可能	連携可能な部分については、既に地元自治会と実施している。

【庁内事業との統合、連携の可能性】

類似事業の有無	類似事業あり	→	類似事務事業名		
	<input type="radio"/> 類似事業なし		統合・連携の可能性	可能性あり	可能性なし

【これまで実施した事務の見直し点】

これまでの改善点	北助松駅・松之浜駅周辺地区まちづくり事務所の貸し出しなどの管理を地元自治会に依頼。
----------	---

【課題(問題点)】

課題(問題点)	各事務所とも建設から約20年が経過し、設備なども老朽化してきている。
---------	------------------------------------

【今後の方向性】

担当課の評価	B 要改善	(左記評価の理由) 事務所の設置当初は、泉大津駅東地区の再開発事業の完了、松之浜駅東地区の再開発事業の開始、また、南海本線の連立事業が認可されたころであり、各まちづくり会議においても活発な議論が行われてきたが、この数年は、まちづくり会議自体が休止されていたり、年に数回の開催となっていることもあり、他の施設での開催も考えられ、まちづくり事務所としての役割は、一定終えているといえる。 しかし、まちづくり会議以外に当事務所を使用する地域の活動団体などにとっては、その活動の場としては、代替施設使用の検討が必要である。
改革・改善策等の具体的内容	まちづくり会議のための場としての役割は一定終えているため、あとは、地域で活動する団体等において活動の場として当該地での存続が必要であるのかどうかを検討のうえ、他に使用できるような施設があれば、まちづくり事務所の廃止に伴い、用地の売却や維持管理費の縮減を行うことができる。	

【参考】

比較参考値 (類団など他自治体での状況)	
-------------------------	--